

岩手県告示第695号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

令和7年12月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 赤畠

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から29号までを順次結んだ線及び標柱1号と29号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
住田町	世田米	赤畠	22番2 148番 23番3 23番4 147番1 146番1 23番23 144番2 145番 51番6 54番7 43番8 43番6 43番4 43番3 43番1 42番1	標柱1号 標柱2号から6号まで 標柱7号及び8号 標柱9号及び12号、標柱14号及び15号 標柱10号及び11号 標柱13号 標柱16号 標柱17号及び18号 標柱19号 標柱20号 標柱21号 標柱22号 標柱23号及び24号 標柱25号 標柱26号 標柱27号及び28号 標柱29号